

岩手県知事

達増 拓也 様

建設産業振興対策に関する要望

令和6年12月13日

一般社団法人 岩手県建設産業団体連合会

会長 向井田 岳



一般社団法人 岩手県建設業協会

会長 向井田 岳



建設産業振興対策に関する要望

県内経済は、緩やかに持ち直しているとの経済概況が示されているものの、円安の影響等による原油価格・物価高騰により、公共投資は横ばい、設備投資は減少し、県民の暮らしと仕事に大きな影響を与えています。

県におかれましては、このような県内経済の先行きが不透明な状況において、物価高騰対策や人口減少対策など非常に難しい対応を迫られるなか、関係団体の声を聞きながら多方面に対処していただいていることに感謝と敬意を申し上げます。

加えまして、東日本大震災津波から13年9か月が経過する中、復興道路・復興支援道路・復興関連道路が完成し、災害に強い新たな道路ネットワークが構築されるなど、県民の命を守り「いわて県民計画」が目指す希望郷いわての実現に向けた着実な取組みに感謝申し上げます。

我々建設産業がよりどころとする「新・担い手3法」は、今年6月にインフラ整備の担い手・地域の守り手である建設産業がその役割を果たし続けられるよう、担い手の確保・生産性の向上・地域における対応力の強化を目的に改正されました。

これまでの運用指針と今回の改正主旨を踏まえ業界におきまして、喫緊の課題であります働き方改革への取組みとして、4週8休の週休二日制の促進、時間外労働の上限規制への対応など、若者や女性をはじめとした担い手の確保と雇用の安定化に向けた環境整備に官民一体となって取組みを進めながら建設業の魅力の発信に努めております。

一方、本県の公共事業の状況を見ますと、防災・減災、国土強靱化5カ年加速化対策による補正予算措置はあるものの、通常分の公共事業費は減少しており、2025年度当初予算における公共事業費のゼロシーリングの設定も踏まえれば、今後もさらに厳しい状況が続くものと危機感を募らせているところであります。

私ども地域に精通した建設産業は、地域に必要な社会資本整備の担い手として、さらにはエッセンシャルワーカーとして地域の安全・安心の確保に尽力しています。

特にも、近年多発している地震、豪雨、台風などの自然災害、そして鳥インフルエンザなどの家畜伝染病への迅速な対応において、建設産業の必要性和重要性が一段と増している状況にあります。

このような社会的な使命を果たしていくためには、何より健全で安定した経営を確保する必要がありますが、近年の公共事業を取り巻く厳しい状況に対し、将来の安定かつ継続的な経営環境の維持は困難との意見もあります。

岩手県建設産業団体連合会・岩手県建設業協会といたしましては、このような厳しい環境の中にあっても、沿岸・内陸の地域や業種の区分を問わず、オール岩手で地域の安全・安心の守り手として精一杯頑張っていくことを決意のうえ、要望書を取りまとめました。

県におかれましては、意をお汲み取りいただき、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年度 建設産業振興対策に関する要望項目

工事全般

1. 働き方改革について

- (1) 建設関係予算の継続的確保と国土強靱化について
- (2) 国際リニアコライダー（ILC）の実現に向けた取組について
- (3) 建設資材や燃料の価格高騰への対応について
- (4) 時間外労働規制（2024年問題）適用による労働時間の短縮について
- (5) 若年者の入職・育成並びに女性の活躍推進策について
- (6) 地域建設業の社会的役割と公共事業の重要性の戦略的広報について
- (7) 建設関連業務委託への電子保証導入及び積極的活用等について

2. 生産性の向上について

- (1) 設計・積算について
- (2) ICT（情報通信技術）の活用及び遠隔臨場について
- (3) 営繕工事における工事量の確保と施工における課題について

3. 入札制度について

- (1) 予定価格の適正な設定について
- (2) 低入札価格調査制度について
- (3) 予定価格の公表について
- (4) 総合評価落札方式について

1. 働き方改革について

(1) 建設関係予算の継続的確保と国土強靱化について

建設業は、地域社会資本の整備や維持修繕など、社会基盤の維持に不可欠な役割を担っています。特に、近年頻発する自然災害や家畜伝染病への迅速な対応は、地域住民の安全・安心を確保するためにも極めて重要です。

しかしながら、本県における建設投資額は近年大幅に減少しており、特に公共事業予算の縮小が顕著です。本年度の建設業地域懇談会においても、多くの出席者から公共事業予算の確保が強く要望され、大きな不安を抱えています。

建設業界は、働き方改革や生産性向上といった新たな課題に対応しながら、事業の継続と継承に努めていますが、将来の見通しが不透明な状況が続けば、事業意欲の低下につながり、経営を維持することが困難になります。

特に昨今、建築工事において大型物件として民間工事が多くなっているものの、依然として本県は公共事業への依存度が高いという現状を踏まえ、以下の点から、中長期的な公共事業予算の安定的な確保をお願いいたします。

① 国の公共事業予算の確保

国土交通省が公表している建設工事費デフレーター（2015 年度基準）によれば、2023 年度（暫定値）の建設総合では 2015 年度基準で 123.2 ポイントに達しており、2 割以上の上昇を示しています。この上昇を考慮すると、実質的な予算額は 5 兆円弱に目減りしてしまい、予算規模を 7 兆円超に増額しなければ、工事費の実質的な増額に見合った予算にはなりません。

政府の 2025 年度予算の概算要求において、一般会計の公共事業関係費を計上している 5 府省は、合計で 7 兆 2,919 億円余りを要求・要望しています。このうち、国土交通省は 6 兆 2,898 億円を計上し、資材高騰などを考慮した公共事業の必要経費を見込むことで、安定的な事業量を確保したいとしています。

しかし、これまでも公共事業関係費の概算要求・要望は実際の予算より 1～2 割上乘せされていますが、厳しい財政状況の中で政府の公共事業費は約 6 兆円、国土交通省分は約 5 兆円にとどまり、いずれも 11 年連続横ばいで推移しています。

国土交通省が資材高騰分などを考慮して 2025 年度予算の概算要求・要望した額に近い予算が確保されない場合、現状では実質的な予算の目減りにつながります。つきましては、十分な予算が確保されるよう引き続き国への働きかけをお願いします。

② 国土強靱化の計画的推進予算の確保

2024 年度の国土強靱化関係予算案のポイントは、現下の資材価格の高騰等を踏まえ、必要かつ十分な予算を確保し、自助・共助・公助を適切に組み合わせ、女性や子どもの視点も考慮したハード・ソフト一体の取組みを強力に推進するとしています。また、令和 5 年度補正予算と一体となり、中長期的かつ明

確な見通しの下で、継続的かつ安定的に取り組みが進められるよう、施策の実施状況の調査など、「国土強靱化実施中期計画」の策定に向けた検討を進めるとしています。

国土交通省が公表している過去 10 年間（2013 年～2022 年）の水害被害額総額は約 7.2 兆円にのぼりました。そうした中で内閣官房国土強靱化推進室は、3 か年緊急対策や 5 か年加速化対策による防災・減災対策工事により効果を発揮した事例を続々と公表しています。

一般公共事業費が増えない中で、国土強靱化の 5 か年加速化対策の予算は単年度平均で国の公共事業関係費の約 2 割を占めています。国土強靱化の加速化・深化分と位置付ける最終年度分の予算は、編成過程で計上額を決める事項要求としていますが、これまでと同様に年度末の補正で行うことが予想されます。

つきましては、長期的な視点で計画的に実施することができるよう当初予算における別枠計上をはじめ、国土強靱化実施中期計画の令和 6 年度内の早期策定、同計画での 5 か年加速化対策を上回る予算の確保について働きかけをお願いします。

さらに豪雨災害の激甚化に備えて、これまでの想定を抜本的に見直す市街地の排水計画と一体となった河川整備計画の見直しについても要望をお願いします。老朽化した橋梁等のインフラが多数存在していますが、地方自治体では、技術系職員の減少や技術力不足、財源不足などで、計画的な維持管理や更新整備が進んでいない状況にあります。インフラ老朽化対策の効果的な実施に向けた地方自治体への支援についても働きかけをお願いします。

また、県においては、国土強靱化の事例集を公開いただいているところですが、関連工事の発注状況がどのようになっているか、一般工事と国土強靱化工事が区別できるような発注と進捗状況の公表をお願いします。

③ 岩手県における公共事業費の確保

県の 2024 年度当初予算では、普通建設事業費が前年並み、公共事業費については前年度予算額の 1.05 倍とするシーリングが設定されたことから、6.4% 増となりました。

その発注状況に関しては、例年通りゼロ県債の活用や積算の前倒しなどによる早期発注が行われ、東日本建設業保証(株)岩手支店の上半期（9 月末まで）の前払金保証取扱い状況では、前年度同期比で金額では 5.7% 増となっています。一方、岩手県分の取扱いは、11.7% 増と圃場整備事業が多い農林水産部が押し上げているものの、県土整備部の事業は 23.1% と大幅に減少しております。

全体の事業量からして下期における工事の発注は大きな期待を持ってないものの、予算の確実な執行についてよろしくお願いします。

県は今年 9 月に 2025 年度当初予算における通常分の公共事業費について「24 年度当初予算×1.00 以内」とする、3 年ぶりのゼロシーリングを設定し

ました。そのうえで、国の経済対策などの動向を踏まえ、必要に応じて別途協議を進めるほか、大規模施設の整備などについても別途協議の上、必要な額を要求することとしていますが、資材価格の高騰や労務費の引き上げ、エネルギーコストの上昇、2024 年問題による作業時間の制限などにより、前年度と同額では実質的に大幅なマイナスとなりますので、この点に十分配慮した予算の計上については是非ともお願いします。

また、予算配分については、広い県土を勘案のうえ各級・各地域の均衡に一層のご配慮をお願いします。

(2) 国際リニアコライダー（ILC）の実現に向けた取組について

2023 年 4 月、高エネルギー加速器研究機構（KEK）は 2030 年頃の建設開始を目標とするタイムラインを公表し、日本政府による誘致判断の時期については 2025 年が一つの目途になるとしています。

文部科学省が 8 月に公表した 2025 年度予算の概算要求では、ILC 関連として本年度当初予算と同額の 10 億 5 千万円が計上されました。

ILC の実現により、岩手県に国際的な科学技術イノベーション拠点が形成され、研究者と地域の交流を通じて岩手県全体の発展が期待されるだけでなく、その波及効果が東北、日本全国、さらには世界へと広がることが展望されています。

本県では、いわて県民計画に掲げる ILC プロジェクトを全庁挙げて推進するため、岩手県 ILC 推進本部を設置し、産業振興や地域文化の多文化共生などについて部局横断的に取り組み、各種講演会の開催などを進めています。

2025 年度は、ILC 誘致実現に向けた最も重要な時期となるため、もう時間的に差し迫った状況となります。2025 年度政府予算において、国際協働による加速器の研究開発や政府間協議を推進するための、今年度以上の予算措置を確保するようより強い働きかけをお願いします。また、日本政府主導での国際的な議論と国民理解の促進を図るとともに、本県における機運の醸成をさらに高め、官民が一体となって実現に向けて更に一層の推進をお願いします。

(3) 建設資材や燃料の価格高騰への対応について

近年の社会情勢や国際情勢、さらには円安進行による影響などにより、コストプッシュ型の物価高騰が続く中、政府主導による賃金上昇と価格転嫁が進み、建設産業界にも大きな影響が及んでいます。前述の建設工事費デフレーターや一般財団法人建設物価調査会が 10 月に公表した土木工事費指数においても、工事費の上昇が顕著に表れています。

国土交通省は、前例のない勢いで資材高騰が進んでいた 2022 年 4 月以降、公共発注者に資材単価の適時改定や独自調査の前倒し、頻度増加などを要請しました。また、都道府県に対しては、資材単価の設定状況を約 1 年前から調査し、継続的に対応改善を促してきました。

岩手県においては、積算から契約時まで生じた資材価格の変動について、全ての資材で毎月、最新の物価資料掲載価格を引用しているため、スライド適用がほぼないとしています。

公共工事の発注に際し必要となる予定価格の決定にあたっては、国の「予算決算及び会計令」において、取引の実例価格、需給の状況等を考慮して適正に定めることとされています。このため、実際の取引時期と物価版に掲載されるまでの間の乖離が受注者の負担となっています。発注者には、事前に資材メーカーから価格情報を入手し、値上がりと購入月が同時になる方法を取っていただくなど、企業側に負担がかからないような積算体系をご検討願います。

また、第三次・担い手3法の一つである改正建設業法は、資材価格高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止として契約変更協議を円滑化するためのルールが新たに設けられましたので、以下について速やかに協議に応じるようお願いします。

○契約前のルール

- ・資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象（リスク）の情報は、受注者から注文書に提供することを義務化する。
- ・資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契約書記載事項として明確化する。

○契約後のルール

- ・資材高騰が顕在化した場合、受注者が「変更方法」に従って契約変更協議を申し出たときは、注文者は誠実に協議に応じる。

（４）時間外労働規制（2024 年問題）適用による労働時間の短縮について

これまでの働き方改革の取組によって、建設業の労働時間は他の産業よりも減少幅が拡大していますが、なお高水準となっております。

令和 6 年 4 月から適用となっている時間外労働の上限規制に的確に対応し、将来にわたり担い手を確保していくためには、働き方改革への取組みが重要となります。

国土交通省は時間外労働規制の適用を労働時間短縮等のチャンスと捉え、「建設業の働き方改革に向けた施策パッケージ」として以下の 5 つの関連施策をとりまとめ、持続可能な建設業に向けた働き方改革を強力に推進することにしております。

建設業の働き方改革に向けた施策パッケージ（概要）

1.時間外労働規制の理解促進

業界ニーズに応じて法令解釈・運用を明確化するための枠組み

2.労働時間の縮減（休日の拡大）

(1)週休 2 日工事の拡大（都道府県工事で来年度 100%実施等の目標を設定／必要経費の予定価格への計上を国から要請）

(2)一斉閉所の拡大（夏期一斉閉所を官民発注者に働きかけ）

3.適正な工期設定

(1)「工期に関する基準」の拡充（法定労働時間の遵守を前提とした工期確保／猛暑日は作業不能日として工期設定／官民の発注者等に対する徹底の働きかけ／違反となり得る行為類型の作成公表）

(2)建設Gメンの拡充（体制倍増。労基署との合同調査など実地調査を拡充）

4.生産性の向上、超過勤務の縮減方策

(1)工事関係書類の削減（直轄工事での取組を自治体に横展開し、取組状況を集計・見える化／更なる書類の簡素化・電子化に向けた取組強化）

(2)時間外労働規制に対応した新しい施工方法（元下協議により工種毎のモデル事業を支援／技術者業務の社内外との分担を推進）

(3)平準化（ピークカット）の促進（自治体毎に目標値を設定、進捗を確認・見える化）

(4)DXの推進（デジタル技術を活用し、自動化、遠隔化の促進）

5.実効性の向上

・公共工事設計労働単価の上げを踏まえ、各社の賃上げにつき、業界と上げ目標を設定

時間外労働の上限規制への対応については、国、県、市町村の発注者と受注者が連携を密にして取組む必要がありますので、各施策における積極的かつ具体的な対応についてお願いします。

（５）若年者の入職・育成並びに女性の活躍推進策について

国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によると、岩手県の人口は 2035 年には 100 万人を割り込み、生産年齢人口は 2020 年から 15 万人減少して約 52 万人になると予測されています。

岩手労働局がまとめた来春卒業予定の県内高校生の就職内定状況によると、9 月末現在の就職内定率は 73.1%（前年度比 4.2 ポイント増）となっていますが、県外就職内定者の割合が 3 年連続で増加しています。今後、業界を問わず岩手県内における担い手不足は深刻化していくことが予想されます。業界、地域、国籍を超えた人材の獲得競争が始まっており、地域の守り手である建設産業を維持するためには、建設業の魅力を理解して入職してもらうための強いアピールが必要です。

担い手の確保について、県当局からの協力を得ながら当協会でも多くの施策を行ってきましたが、現状は依然として厳しい状況が続いています。第三次・担い手 3 法にも謳われた「学校との連携・広報」について一層の働きかけが必要であり、県土整備部と教育委員会が行政間で連携し、更に協力して取り組むことをお願いいたします。

また、県内の工業高校の土木科や建築科は地域的に偏在しており、普通高校や他科へのアプローチも重要だと考えます。教員の中には、普通高校の生徒が建設業に入職した場合、理系的な知識の不足に不安を感じる教員もいらっしゃ

います。教育機関には、職場体験やインターンシップの活用をはじめ、建設業には専門科目や理系科目を学ばなくとも多くの従事者が活躍していることを広く伝えていただくようお願いします。

国土交通省と厚生労働省は、2024 年度概算要求に盛り込んだ建設業の人材確保・育成関連の施策のうち、女性・若者の入職・定着の促進に力を入れる各種支援事業を行うことにしています。本県の建設産業でも、今後性別に関わらず配置・配属や女性の育児・介護休暇を取りやすくするなどにより、女性がさらに活躍できる職場環境を整えていく必要がありますので、引き続きご支援くださるようお願いいたします。

また、U ターンや I ターンを希望する方々への情報発信も不可欠ですので、引き続きご協力をお願いします。

(6) 地域建設業の社会的役割と公共事業の重要性の戦略的広報について

地域建設業は、社会資本の整備やインフラの老朽化対策、維持管理に加え、自然災害や家畜伝染病の発生時には迅速に現場へ駆けつけ応急対応にあたるなど、地域の安全・安心の確保に大きく貢献し、雇用や地域経済の下支えをする基幹産業でもあります。

また、岩手県では今後も人口減少が続くことが予測されており、県内各地に手入れの行き届かない荒れ地が増え、外来植物の増殖も相まって景観が損なわれていることに強い危機感を抱いています。過疎中山間地域を中心に建設企業の廃業が進むと、日常の維持管理が滞り、災害時の対応力が低下し被害拡大につながるなど、地域の荒廃が懸念されます。

建設業が地域の守り手であると同時に景観維持にも貢献していますが、県民に十分に認知されていない状況にあります。

本年 5 月に発生した豚熱への当協会久慈支部の対応については、県土整備部建設技術振興課からのプレスリリースにより、地元紙やテレビで報道され、一般の方々に建設業の活動を周知する機会となりました。

地域建設業の社会的役割や公共事業の目的を県民の方々に広く理解していただくために、様々なメディアを通じ、一般の方々向けのわかりやすい広報活動を戦略的に実施していただきますよう、引き続きお願いします。

また、業界自らが実施する建設業全体のイメージアップにつながる広報活動についての支援など、特段のご配慮をお願いします。

(7) 建設関連業務委託への電子保証導入及び積極的活用等について

本年 4 月、県営建設工事において、前払金保証・契約保証の電子化（以下、「電子保証」といいます。）を導入いただきましたことに厚く御礼申し上げます。

電子保証導入の結果、ペーパーレスによる業務効率化や紛失リスクの低減等が図れたことは勿論のこと、県土が広域な我が県において、保証証書提出のた

めの移動時間の削減と県が進める押印廃止等との相乗効果により、契約事務や前払金・中間前払金の請求事務の負担軽減等に大きな効果が認められました。

つきましては、電子保証の取り扱いを県営建設工事に限定せず、保証証書（書面）の寄託又は提出を必須とされている県営建設関連業務の前払金保証・契約保証に対しましても、可及的速やかに導入いただき、全県下、全面的な電子化を推進いただけますようお願いいたします。なお、導入開始に際し、受注者側が混乱をきたすことがないように、特定の発注部局や所管事務所に限定された運用に止まることなく、全部局・全事務所に一斉に利用開始できるよう庁内で調整に一層のご配慮を賜りますようお願いいたします。

また、先行導入された県営建設工事の電子保証につきましても、発注部局や所管事務所によって運用等が違わぬよう電子保証の積極的活用につきまして、あらためて庁内通知を発する等の再周知についてご検討いただけますようお願いいたします。

一方で、前金払制度は、令和 6 年度より国の「東日本大震災の被災地域における特例」（前払率の引上げ）は停止され、地方自治法施行令、施行規則の特例（前払率の引上げ）も同様に停止しました。

このような中、契約時の当初前払金に加え工事代金の 2 割を工事途中に追加支出いただける中間前払金については、工事の円滑な施工に資する繋ぎ資金として大きな役割を果たしており、毎年要望をお願いしているところ、東日本大震災や平成 28 年台風、令和元年台風といった大型自然災害の復旧・復興事業が終息を迎えるとともに、物価高騰・人手不足等の供給難や 17 年振りの金利上昇といった急激なインフレ環境に直面しつつある今般、迅速かつ低廉な資金調達手段として、その重要性はますます高まっているとも言えます。

県は中間前金払または部分払いの選択は契約当初となっておりますが、施工途中において、予定していた資金繰りの都合が付かなくなる場合もあり得ることから、契約締結後であっても柔軟に変更できるよう改善を要望します。

なお、国では、中間前金払した工事について既済部分払いができる特例（昭和 48 年 3 月 22 日付建設省令第 1279 号）をもって柔軟に運用されていることを申し添えます。

2. 生産性の向上について

（1）設計・積算について

令和元年 6 月に新たな課題に対応し、5 年間の成果をさらに充実する「新・担い手 3 法」の制定により、相次ぐ災害への対応に伴う「守り手」としての建設業への期待、働き方改革の促進による建設業の長時間労働の是正、i-Construction の推進等による生産性の向上に努めることとしています。

特に、発注者の責務としては、適正な工期設定、施工時期の平準化、適切な設計変更等に努めなければならないとしています。

これまで「新・担い手 3 法」とそれに伴う運用指針は適時改善され、浸透は

してきておりますが、さらに「第三次・担い手3法」の主旨を踏まえて下記の事項についてお願いします。

① 適正な設計・積算

現場条件等を踏まえた適切な設計図書の作成については、工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続などの進捗状況を踏まえ、現場の実態に即した施工条件の明示等により、適切に作成したうえで、積算内容との整合を図らなければならないとしています。

全国建設業協会が令和6年9月に実施した「発注関係事務の運用状況等に関するアンケート」の中で、都道府県での不調・不落の発生要因は、「官積算との乖離」が78.3%を占め、次に「厳しい施工条件」が52.2%となっており、依然として大きな課題となっています。

また、歩掛りに対しても「工事規模が小さく歩掛りが合わない」との指摘が相当数あり、工期設定では、「設計内容と現場条件が乖離している」、「関係者との協議が調っていない」といった点が多いとされています。

これらの課題に対応するためには、現場に適応した完成度の高い設計図書の作成が必要であり、コンサルタント業界の精度向上と発注者の監督員によるチェックが重要です。契約と同時に着工できるよう、精度の高い設計図書の作成をお願いいたします。

また、施工条件に不確定要素が多いことから、「第三次・担い手3法」に盛り込まれた「適切な入札条件等による発注」を踏まえ、入札公告段階での条件明示に加え、設計・施工技術連絡会議（三者会議）の積極活用をお願いいたします。

働き方改革による実労働時間の短縮や労働者の高年齢化も相まって歩掛りと現場実態に乖離が生じています。現場の実態に即した歩掛りの見直しについて、国への要望を引き続きお願い申し上げます。

② 施工時期の平準化について

総務、農林水産、国土交通の3省は、6月に公布・施行された改正公共工事品質確保促進法（品確法）を踏まえ、公共発注者内部の関係部局が連携しながら施工時期の平準化に取り組むよう共同で求める通知を10月7日付けで都道府県と政令市に発出しました。土木部局と農林部局の平準化を一層推進することを要請しています。

改正品確法は、施工時期の平準化などに当たり、入札・契約業務担当部局、工事実施担当部局、財政担当部局ら関係部局間の緊密な連携を確保することを地方自治体の努力義務に位置付けています。

施工時期の平準化を促進させるために令和元年度より、毎年度実施している「入札契約適正化法に基づく実施状況調査」結果データを基に数値化されたデータが公表されています。

都道府県・市区町村ごとのデータは、「(さ) 債務負担行為の活用」、「(し) 柔軟な工期の設定」、「(す) 速やかな繰越手続き」、「(せ) 積算の前倒し」、「(そ) 早期執行のための目標設定」の「さしすせそ」と呼ばれる項目ごとに平準化率やその取り組みの数値が示されています。都道府県の 2023 年度調査結果での債務負担行為の実施割合は土木部局 95.7%、農林部局 100%、建築部局（学校）53.2%、同（学校以外）66.0%となっています。

施工時期の平準化については、時間外労働の上限規制への対応として特に重要となりますので、国、県、市町村が一体となって平準化の目標値を目指していただくようお願いします。

③ 適切な設計変更

改正公共工事品確法の基本理念に「請負契約の当事者が対等の立場における合意に基づいて、公正な契約を適正な額の請負契約代金で締結」と示され、また「設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、必要があると認められる時は、適切な設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行うこと」が規定されています。

入札に付す設計図書は施工する現場との相違や誤謬又は脱漏等があります。現場実態との不整合は余計な中断や手戻りの発生などで、施工現場の生産性も低下させることとなります。

全国建設業協会が実施した生産性向上の取組みに関するアンケートでは、施工条件の変化等に伴う必要な設計変更は、都道府県では概ね行われており、「問題は感じていない」と「概ね行われているが問題も感じている」と合わせて 92.5%となっています。

契約変更に当たり問題と感じている点は、「事務作業負担（発注者との協議等）が大きい」が 58.1%、「提出を求められる書類が多い」が 61.7%などとなっており、マンパワーが限られ、労働時間も制限される中、施工の円滑化は、受発注者協同で取り組まなければならない喫緊の課題であると思われます。

ついては、設計変更ガイドラインに沿って改善をお願いするとともに、次により取扱っていただくようお願いします。また、「第三次・担い手 3 法」で示された資材価格高騰に伴う契約変更協議についても 1 の（3）で要望したとおり、市町村を含めて協議の円滑化を進めていただくよう重ねてお願いいたします。

ア 設計図書と現場との乖離は必ずあるものと感じておりますが、現場施工前に設計照査や課題を洗い出したうえで施工が行えるよう、設計・施工技術連絡会議（「三者会議」）の対象範囲の拡大をお願いします。

イ 追加工事又は変更工事が発生した場合は、完成間近になってから一括で設計変更を行わず、その都度設計変更をするようにしていただきたい。

④ 工事書類の簡素化について

全国建設業協会がまとめた「2024 年度生産性向上の取り組みに関するアンケート報告書」によると、時間外労働の上限規制などに対応するための現場支援策として、社内書類の削減・簡素化や受発注者間の情報共有システム

(ASP) 方式による現場情報共有などが、全建会員の間で盛んに行われていることが分かりました。一方、発注者側が求める書類の量を課題として指摘する声が依然と多く、発注担当者の意識改革や簡素化ルール of 現場レベルでの徹底などが求められています。

アンケートでは「監督員への説明書類作成にも時間を要する」、「簡素化で不要になった書類を監督員に指示され、提出させられる」という声が寄せられています。発注者の監督員によるバラツキも課題と言えます。

国土交通省各地方整備局などでは、「2024 年問題」を前に、工事関係書類スリム化ガイドラインなどの策定・改定が相次ぎました。受発注者双方の役割や作成ルールを明確化する同様の取り組みの地方自治体への波及と、隅々の現場までの浸透が急がれます。

このほか、発注者側の体制不備を指摘する意見も少なくなく、発注者側の技術職員不足や組織内の連携不足などが、円滑な現場施工を阻害しつつある現状への懸念が示されているとともに、発注者側の業務量が多いため、ワンデーレスポンスが形骸化しているとの指摘がございます。

共通仕様書の要求項目をはじめとした書類の簡素化については、受発注者間で具体的に意見交換の場を設け、双方の視点から見直しを進める機会の設定をお願いします。

東北地方整備局は、「工事関係書類簡素化のポイント」の内容の充実と簡素化の推進を図るため、令和 6 年 3 月に更新を行っておりますので、県においても引き続き書類の簡素化に努めていただくとともに地方自治体への指導をお願いします。

(2) ICT (情報通信技術) の活用及び遠隔臨場について

① ICT (情報通信技術) の活用

全国建設業協会がまとめた「2024 年度生産性向上の取り組みに関するアンケート報告書」によると、施工現場の生産性を直接的に高める ICT 施工について、約 6 割が「取り組んでいる」と回答しました。国土交通省が i-Construction を本格始動した 2016 年度から既に 8 年余りが経過し、直轄で ICT 施工ステージⅡや i-Con2.0 という次のフェーズへの移行が進む中、地域建設業ではいまだに約 4 割が旧来型から抜け出せていないとしています。アンケート結果からは、単に従来手法に固執しているわけではなく、やる気はあるが発注者側の理解不足などで取り組めないとしています。

アンケートは都道府県建設業協会の会員 1,496 社から回答を得ました。回答企業の主な受注先は、都道府県が 50.3%、市区町村が 19.2%で、ほとんどが

自治体発注工事に対する回答となっています。

自由意見を見ると、建設業界が直面する担い手不足や2024年問題への対応、DXの推進などといった課題解決に対するICT施工への期待が大きいと言えます。一方、ICT施工の拡大に必要な方策として、官積算への適切な反映や対象工事、活用範囲の拡大、発注者側の人材育成・体制整備など、発注者の取り組みや姿勢に対する不満が多く挙げられました。

県土整備部発注工事でICT活用工事に取り組んだ企業数は、2016年から2023年までに100社余り、令和5・6年度県営建設工事競争入札参加資格者の土木工事の県内資格者数は767社となっています。取り組んだ企業は土木工事のA級業者が中心で、B級業者の一部でも取り組みが始まっています。

現在、建設業界は大きな変革期を迎えており、働き方改革と生産性向上を旗印として掲げ、地方の中小零細企業が結果的に選別されることが危惧されます。働き方改革と生産性向上は、中小零細企業を支援するものであるべきだと考えますので、ICTの活用は簡単で使いやすく、安価で取り組み易くなるような施策の展開をお願いします。

本来、設備投資は売り上げがあり利益が出て、将来の見通しが立ってから投資決断をするものであり、公共事業予算確保と具体的な将来展望をお示しいただくよう重ねてお願いいたします。

② 遠隔臨場の活用

遠隔臨場は国土交通省直轄土木工事で2022年度から原則適用し、実施費用は技術管理費に積み上げ計上することで発注者が全額負担することになっています。

国土交通省では、遠隔臨場を実施することで、段階確認や立ち会い、材料確認をリモート化しており、これを検査にも拡大することになっています。受注者にとっては移動時間の削減や工事書類の簡素化につながり、また、発注者も現地での検査にかかる時間削減による効率化が見込まれるとしています。

岩手県県土整備部においても国土交通省と同様に土木が2022年4月、同部の営繕工事は2024年4月から試行されており、受注者における「監督職員立合い等に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督職員）における「従来の臨場の削減による効率的な時間の活用」などの業務効率化による生産性向上を図るため、遠隔臨場を試行しています。

一方、遠隔臨場の課題として、通信環境や操作技術の習熟度、視覚的な制約、品質確認の限界などがあげられています。また、遠隔臨場を行うことにより、監督員が現場に行く頻度が少なくなるとこれまで以上に現場状況が把握できなくなり、設計変更への協議における回答が遅くなるのではないかと危惧しておりますので、このような課題に対し速やかに対応していただきますようお願いいたします。

(3) 営繕工事における工事量の確保と施工における課題について

東日本大震災関連の建築工事の発注も終わり、加えて県及び市町村においても学校建築の統廃合などにより建設する物件も減少しています。

公共施設の整備に当たっては、防災機能の強化、バリアフリー化、ゼロミッションの実現、老朽化対策の推進等の課題に対応し、CLT（直交集成材）の活用や、機能統合・集約化による維持管理費等の低減、民間活力の活用、資材価格の高騰等への対応などの社会的要請に応えることが求められています。

公共建築工事の積算については、発注者は市場における取引や施工実態の調査、統計分析が価格を決定する上で重要な要素となるほか、標準的な工事期間等の実態を把握しておく必要があるとしています。

建築工事発注に当たっては様々な問題がありますので、次の事項について改善・検討をしていただきますようお願いします。

- ① 建築技術を継承していくためには、県全体での計画的な発注見通し（中期財政見通しによる大規模事業）を提示しながら、毎年一定の工事量の確保に配慮をお願いします。
- ② 建築の物件は限られると思われますので、各企業の受注機会が増えるよう、発注に当たっては共同企業体や分離発注による発注基準を緩和していただくとともに、これを市町村へもご指導をお願いします。
- ③ 設計と監理業務を別業者が担当する場合がありますが、工事を施工するうえで変更などの協議をスムーズに進められるよう、設計者と監理業務は同一となるようにお願いします。
- ④ 昨今は資材価格が高止まりしているものの一部の資材については需要と供給のバランスにより価格のバラツキがみられますので、実勢価格が適切に反映した形で予定価格の適正化を後押しするため「営繕積算方式」の活用をお願いします。
- ⑤ 建築工事の場合、工期後半に専門工事の施工が集中すること、また「2024年問題」への対応も踏まえ、十分な工期設定をお願いします。
- ⑥ 見積期間は、参考数量の提示はありますが詳細な単価を拾う作業がありますので、現在の見積期間では働き方改革に対応することは困難なことから、期間を延ばしていただくようお願いします。
- ⑦ 標準歩掛りについて、働き方改革による実労働時間の減少、労働者の高齢化など、施工現場の実態を反映するよう国への働きかけをお願いします。

3. 入札制度について

(1) 予定価格の適正な設定について

国土交通省は、予定価格の設定に当たっては、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、賃金の上昇や資機材価格の高騰などを含む市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映さ

せつつ、建設発生土等の建設副産物の運搬・処分等に要する費用や、法定福利費、公共工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料等、実際の施工に要する通常妥当な経費について、適正な積算を行うこととしています。

加えて、予定価格に起因した入札不調・不落により再入札に付するときや入札に付そうとする工事と同種、類似の工事で入札不調・不落が生じているとき、災害により通常の積算の方法によっては適正な予定価格の算定が困難と認めるとき、その他必要があると認めるときは、入札に参加する者から当該入札に係る工事の全部又は一部の見積書を徴すること、その他の方法により積算を行うことにより、適正な予定価格を定め、できる限り速やかに契約を締結するよう努めるとしております。

また、公共建築工事においては、適正な予定価格の設定等の取組について以下の通知を行っていることから、これらを参考に、実勢を踏まえた適正な積算を通じた予定価格の適正な設定を図ることとしています。

- ・公共建築工事の円滑な施工確保に係る当面の取組について（平成 26 年）
- ・公共建築工事の円滑な施工確保について（平成 28 年）
- ・公共工事の円滑な施工確保に向けた「営繕積算方式」の適切な運用について（令和 3 年）

積算にあたっては、建設業法第 18 条に定める建設工事の請負契約の原則を踏まえ、積算項目の実態等を的確に反映した積算により適切な利潤を確保できる予定価格の設定をお願いします。

（２）低入札価格調査制度について

国土交通省は、ダンピングの防止や品質の確保を目的に平成 31 年 4 月 1 日以降から入札公告する案件から低入札調査基準の設定範囲の幅を「75%－92%」に引き上げましたが、計算式の構成費目については、変更されませんでした。

その後、計算式の中の一般管理費等については、最近の諸経費動向調査の結果に基づいて、企業として継続するために必要な経費を反映し、一般管理費等を「0.55」から「0.68」に引き上げていますが、調査結果は工事価格の工事原価に占める一般管理費のウェートが低い大手企業の実態を反映されたことで、工事額による加重平均のために率が低いデータとなって現われたため、他の費目より低く押さえられているのではないかと考えます。

一般管理費については、東日本建設業保証(株)が毎年発行している建設業の財務統計の令和 5 年度決算分析の結果によれば、完成工事高が少ない企業ほど一般管理費率が高くなっています。

一般管理費については低入札価格調査基準の標準的構成割合の経費内訳にあります一般管理費等の 10%相当となっていますので、その数値に近づくような階層別にしていただくよう国土交通省に要請をお願いするとともに、岩手

県独自で青森県方式（請負工事設計額で変動方式）を取り入れていただくようよろしくお願いします。

また、「第三次・担い手3法」では、建設現場で働く担い手の適正な賃金の目安となる「労務費に関する基準（標準労務費）」を新たに設定する方針です。

「標準労務費」は、原則として公共工事設計労務単価に歩掛かりを乗じる形で設定されることが想定されています。しかし、落札率によって公共工事設計労務単価が割り引かれた単価が実際の相場となるため、「標準労務費」の原資も割り引かれることになることが指摘されています。このためにも落札率の向上が必要であると考えます。

東日本建設業保証(株)の前述の調査によると、「いわて建設業振興中期プラン2023」で掲げられた「総資本経常利益率」の目標は4.0%であるのに対し、岩手県はわずか0.94%と、同社の営業区域内で最も低い数値となっています。また、本業の収益性を示す「売上高営業利益率」はマイナス1.94%で、こちらも最下位の結果です。落札率の向上によって「適正な利潤」が確保できるような対応についてご検討願います。

（３）予定価格の公表について

予定価格の事前公表を禁止する法令はありませんが、国土交通省では、入札契約適正化法の適正化指針において、競争の制限や入札参加者の見積り努力が損なわれることを理由に事前公表を取りやめるよう求めています。

また、品確法の改正における運用指針でも、必ず実施すべき事項として、ダンピング受注を防止するため低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底するとし、予定価格は原則として事後公表とするとしております。

現在、県においては、入札に参加する場合は、入札書に「工事費内訳書（総括）」を添付して入札に参加することを義務付けておりますが、この入札方式では予定価格に合わせて内訳書を作成して入札に参加しているケースも想定され、設計図書が少なからず現場との乖離があると言われるなかで、発注者が定めた設計価格で入札に付されているため、適正な価格による入札となっているのか疑問があります。

設計図書の内容を現地調査によって積算する本来の入札方式に切り替え「技術と経営に優れた企業」が施工できるようにしていただくため、段階的な措置として当面の間、土木、建築については、下位等級（B級の一部とC級）のみ事前公表、上位等級（B級の一部とA級）については、事後公表としていただくようお願いします。

（４）総合評価落札方式について

岩手県における総合評価落札方式は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素（技術力、施工能力、地域精通度等）を考慮し、価格その他の条件が総合

的に優れた者を契約の相手方とする入札方式を取り入れて行ってきました。

令和 5・6 年度県営建設工事競争入札参加資格者の土木工事 A 級の県内業者資格者が 145 社いるなかで、総合点数が 1,155 点から 1,810 点までとなっていますが、点数の上位と下位とでは 655 点の差異があります。それに見合うだけの企業格差があることになります。

総合評価入札における評価項目は相当数あることから、その項目の評価基準をほぼ満たせる企業は総合点数の高い企業となるため、同じ A 級の資格者でも下位の企業は上位の企業にどうしても該当項目で差が生じるため入札前から技術評価点で差が出ることになりますので、下位の企業は競争できないように感じられます。

その結果として、落札者の偏りが生じているとの意見が先に開催された地域懇談会でも多く出されました。

については、上位企業と下位企業が参加できる工事については、一般工事用の技術評価項目を見直していただく検討と、施工場所管内の企業を特に優先する入札制度の検討も併せてお願いします。

現在の総合評価落札方式においては、週休二日に係る加点について、国は時間外労働の上限規制の適用などを踏まえ、廃止の方針を打ち出していること、総合評価落札方式での評価点を上げることを目的に、他地域での地域貢献活動や災害活動を行う行為が見受けられることなどから、評価項目および業種毎の設定など点数の配分を見直す時期にあるのではないかとこの意見があります。

現在の実情や業界の意見を踏まえた検討についてよろしくお願いします。

令和6年度 建設産業振興対策に関する要望項目

専門工事・設計・資材などの分野

1. 働き方改革について

- (1) 公共事業予算の確保について
- (2) 週休2日制や労働時間短縮を考慮した適正（柔軟）な工期設定について
- (3) 工事の発注時期と工期末の分散を考慮した平準化の実現について
- (4) 正確な発注見通しの公表について
- (5) 若年労働者の確保、育成について

2. 生産性の向上について

- (1) 建設資材等の地元調達について
- (2) 橋梁補修・耐震補強設計業務の積算基準について
- (3) 運搬費の積算への適正な反映について
- (4) アスファルト廃材の有効利用について
- (5) 適正な警備料金の設定について
- (6) 建設DX推進事業補助金の継続について

3. 入札制度について

- (1) 総合評価落札方式について
- (2) 総合評価落札方式の地域精通度および一般競争入札における地域要件の見直しについて
- (3) 簡易総合評価落札方式入札について
- (4) 条件付一般競争入札における自社施工要件について
- (5) 分離発注などについて
- (6) M&A等による県外資本企業の入札参加について
- (7) 小規模（少額）機械設備工事の工事評点について
- (8) 陸閘・水門機械（電気）設備保守点検業務委託の入札参加資格について
- (9) 陸閘・水門の維持管理に包括的民間委託の導入検討について
- (10) 鋼橋上部工と鋼橋補修工事の取り扱いについて
- (11) 橋梁補修工事における発注区分について

1. 働き方改革について

(1) 公共事業予算の確保について

岩手県内のアスファルト合材の製造数量は過去最低を毎年更新する減少傾向にあり、工場の稼働率も大きく低下しています。担い手の人材確保や設備等への投資が出来ない状況となりますので、物価高騰や労務費上昇を踏まえた公共事業予算の上乗せと公共工事の持続的で安定的な確保をお願いします。

日本補償コンサルタント協会では、用地測量調査から交渉業務まで幅広く対応でき、土地評価や補償説明業務も可能であることから、県内専門企業への受注機会拡充をお願いします。

働き方改革への対応と担い手の確保、育成は緊急かつ重要な課題と捉えております。各専門工事業にとってこれまで以上の仕事量と利益の確保が必要不可欠です。

については、施工時期を考慮した工事発注の平準化と物価高騰や労務費上昇を考慮した公共事業予算の確保および公共工事の持続的で安定的な確保をお願いします。

【岩手県空調衛生工事業協会】

【日本塗装工業会岩手県支部】

【岩手県アスファルト合材協会】

【日本補償コンサルタント協会】

(2) 週休2日制や労働時間短縮を考慮した適正（柔軟）な工期設定について

公共工事における週休2日制の導入は進んでいますが、繁忙期には依然として週休2日が確保できない状況があります。そのため、繁忙期でも実施可能となるよう、さらなる平準化と余裕を持った工期設定をお願いします。

電気工事は建築付帯工事であるため、工程に応じて時間外労働が発生する場合や、土日の休暇が取りづらい状況にあります。

資材連合会会員企業は土日休日のため、設定期間内の見積提出や休日の現場納入などの対応が難しい場合があります。十分な見積期間の設定、柔軟な工期設定や延長により、完全週休2日制が実施されるようお願いします。

【岩手県空調衛生工事業協会】

【岩手県アスファルト合材協会】

【岩手県電業協会】

【岩手県建設資材連合会】

(3) 工事の発注時期と工期末の分散を考慮した平準化の実現について

工事発注時期を分散させて平準化しても、複数の類似工事で発注時期や工期末が重なると、各専門工種は同じ時期に複数の工事を施工せざるを得ないことが多々あります。

就業者数が減少する中で、専門業者や技能者の数は限られており、技能者不

足により応札や下請け受注ができない事態が発生しないよう、工期全体を見た平準化の検討をお願いします。

【岩手県防水工事業協同組合】

(4) 正確な発注見通しの公表について

復興事業の終了に伴い、大型案件が激減する中、県当局が公表する年間の発注見通しは、受注を希望する案件の把握や、それに伴う技術者の配置計画を立てるために重要なものとなっており、年に4回発表される発注見通しを注視しています。

しかし、発注見通しに未掲載の案件や、掲載された発注業種と異なる案件が散見されます。予算などの事情もあるかと思いますが、限られた技術者の配置計画を適切に立てるためにも、可能な限り正確な情報を記載していただくようお願いします。

【岩手県鉄構工業協同組合】

(5) 若年労働者の確保、育成について

建築設備系学科が減少傾向にある中、県立高校の統合再編計画において、同学科の存続とともに、通学エリアを考慮したうえでの充実した配置をされるようお願いします。

高校の就職担当者が地元の零細専門業者の求人を目を向けないケースが多く、新卒就職希望者がほとんどいない状態が続いています。高校側が求職に積極的に対応するよう、県からの後押しによる採用支援をお願いします。

各企業では、高校生向けの体験学習やインターンシップの受け入れなど、担い手の確保に努めていますが、より大規模な取り組みの必要性を感じています。

岩手県などが主体となり、建設産業界の魅力を広く伝えるための大規模な職業体験イベントを開催いただければ、業界と若者との交流が深まり、相乗効果は大きいと考えますのでご検討をお願いします。

また、新規入職者の採用及び継続雇用をはじめ、教育費用への助成金の制度化や拡充をお願いします。入札時の評価につきましても継続的な実施と、さらなる強化をお願いします。

【岩手県空調衛生工事業協会】

【岩手県鉄構工業協同組合】

【岩手県電業協会】

【日本造園建設業協会岩手県支部】

2. 生産性の向上について

(1) 建設資材等の地元調達について

県内建設業者が工事を受注した際は、ほぼ県内企業（県内に登記された本店を有する企業）から資材を購入しています。しかし、本社が県外にある大手建

設業者などが受注した場合、県内企業からの調達が行われないケースが多く見受けられます。

地域経済の再生・活性化、「地産地消」の観点から、県内企業からの資材調達および県産材の活用を促進するために、工事施工成績評点のさらなる加点拡充、最終的な調達先調査の実施、岩手県営建設工事請負契約書付記事項の徹底をお願いします。

コンクリート構造物の施工に際しては、可能な限り生コンクリートを使用するようにお願いします。

循環型社会・脱炭素社会の実現に向けて、岩手県ではコンクリート製品への「ごみ溶融スラグ」利用を推進しています。県内で生じた「ごみ溶融スラグ」を使用したコンクリート製品を使用した場合、工事施工成績評点における加点をお願いします。

【岩手県生コンクリート工業組合】

【岩手県採石工業組合】

【岩手県建設資材連合会】

【岩手県コンクリート製品協会】

(2) 橋梁補修・耐震補強設計業務の積算基準について

橋梁補修・耐震補強設計業務は見積積算により行いますが、見積書作成に当たり、現地踏査や資料取り纏めに多大な労力と費用を要します。岩手県や岩手県土木技術振興協会においても、相当数の実績やサンプルの蓄積があるものと思われる。

つきましては、他県や各団体の積算基準を参考にして、補修に関わる基本工種だけでも積算基準を整備していただけるようお願いします。

【岩手県測量設計業協会】

(3) 運搬費の積算への適正な反映について

今年度からの運送業の時間外管理の問題により、運搬費の高騰や運送車両の確保が難しくなっています。アスファルト合材の積算単価は大きなエリアごとに設定されていますが、運搬費が細かいエリアや条件ごとに反映されていない状況です。

運送業界の働き方改革が進む中、資材購入先からの運搬費が別途請求されるケースが増えています。運搬費を考慮した積算と、運搬費の項目を明確にした設計をお願いします。

【岩手県アスファルト合材協会】

【岩手県電業協会】

【岩手県建設資材連合会】

(4) アスファルト廃材の有効利用について

公共工事の減少などにより、アスファルト廃材を原料とした再生骨材が不足しており、再生アスファルト合材の出荷ができなくなる可能性があり、一部では、アスファルト廃材は破碎され、路盤材として利用されていますが、可能な限り再生骨材として活用できるよう、さらなるご協力をお願いします。

【岩手県アスファルト合材協会】

(5) 適正な警備料金の設定について

公共工事や官公庁関係の警備業務（交通誘導警備、施設警備、イベント警備など）に関する適正な警備料金の積算については、これまでも数年にわたりお願いしてきました。引き続き、警備員不足の解消を図るため、物価スライドや最低賃金の上昇を考慮した適正な警備料金の設定をお願いします。

【岩手県警備業協会】

(6) 建設DX推進事業補助金の継続について

働き方改革に関連して、賃金を上げながら休日も増やすという矛盾する課題を解決するためには、生産性の向上が必要です。しかし、ITを利用した工事管理や生産性向上のための施工技術、新しい工具の利用には設備投資が不可欠であるため、建設DX推進事業補助金の継続とさらなる範囲拡大をお願いします。

【岩手県電業協会】

3. 入札制度について

(1) 総合評価落札方式について

鋼橋上部工の補修工事は専門性を重視した鋼橋上部工事として発注されること、あわせて県内に自社鉄構工場を保有することの加点をお願いします。この加点については、多くの整備局で試行されています。

塗装工事の発注時には、受注企業の偏りをなくするため、施工実績評価点に一次下請の実績も加えることを検討してください。また、公平性を保つため、発注工種以外の「配置予定技術者の表彰実績」や「週休2日制の取組実績」は技術評価点に含めないように検討をお願いします。

電気工事業界では、多くの技能員を雇用する必要があるため、継続的な技能員の雇用に関する評価の検討をお願いします。

また、若年者の雇用育成は重要な社会問題であり、厚生労働省が認定する「ユースエール」の評価をお願いします。

国が表彰する優秀施工者の最高峰である建設マスターやジュニアマスターについての評価をお願いします。

【岩手県鉄構工業協同組合】

【日本塗装工業会岩手県支部】

【岩手県防水工事業協同組合】

【岩手県電業協会】

(2) 総合評価落札方式の地域精通度および一般競争入札における地域要件の見直しについて

専門工事の工種によっては業者数が限られており、地域で発注量にもバラツキがあります。総合評価落札方式の「地域精通度等（地域内拠点の有無）」について、各広域振興局管内を同じ1地区とするか、県内企業は県全域での設定とするなどの検討をお願いします。

塗装工業会では技術に優れた専門工事業として研鑽を積んでおり、受注機会の拡大および各事業者の技術革新を後押ししていく上で、各振興局単位の地域要件についての拡大または全県内への発注について検討をお願いします。

【岩手県鉄構工業協同組合】

【岩手県測量設計業協会】

【日本塗装工業会岩手県支部】

(3) 簡易総合評価落札方式入札について

業務発注量が減少しているため、同一開札日で同一公所から発注される同種業務において、同一企業が重複して落札しないように、先抜け方式や一括審査方式の導入をお願いします。

【岩手県測量設計業協会】

(4) 条件付一般競争入札における自社施工要件について

条件付一般競争入札の自社施工条件で求められる「技能士等を自社雇用」は、技能士の存在意義向上に寄与しており、今後も継続をお願いします。しかし、技能士を県外から一時的に雇用する例があり、技能士の社会的地位を低下させる要因となります。入札時には、3か月以上の雇用実績など、雇用の継続性を求める条件を追加いただくようお願いいたします。

また、塗装技能者や塗装職人を自社雇用している塗装専門工事業者の受注機会を拡大するため、塗装工事の自社施工条件に「全体施工面積の1/2以上または1,000㎡以上を自社施工とし、自社施工には下請けを行っている完全協力会社を含まない」を追記いただくよう検討をお願いします。

【日本塗装工業会岩手県支部】

【岩手県防水工事業協同組合】

(5) 分離発注などについて

コスト削減や時間外労働の上限規制に対応するため、公共施設や学校の改修、橋梁補修は分離発注をお願いします。また、直接工事における塗装工事の割合が多い場合は、優先的に「塗装工事」として発注をお願いします。

特に、低濃度P C B廃棄物の処理期限を過ぎると罰則があるため、対象となる橋梁などの塗り替え工事を早期に行う必要があります。これらの工事を優先的に発注してください。

県や市町村の建築物の入札物件や各種イベント、大規模な会議などで警備業務が一括発注されている場合は、警備業務部分のみを分離発注するようお願いします。

【日本塗装工業会岩手県支部】

【岩手県警備業協会】

(6) M & A等による県外資本企業の入札参加について

経営者の高齢化や事業継承者の不在により、金融機関などを通じた県内企業のM & Aが増え、他者資本を受け入れる企業が多くなっています。特に県外企業によるM & Aでは、資本が県外企業にありながら本店を県内に置くことで、県営建設工事への入札参加が可能になります。

しかし、利益の一部が県外に流出するため、当県にとっては不利益となります。入札資格審査時だけでなく、入札時にも資本関係のチェック機能の検討をお願いします。

【岩手県電業協会】

(7) 小規模（少額）機械設備工事の工事評点について

小規模（少額）機械設備工事は、小規模な修繕や更新工事が多く、工種が限られているため、完成検査における品質・出来ばえの評価項目が少なく、工事評点が低くなる傾向があります。現在の総合評価落札方式では、企業の施工能力や工事成績評定にマイナスの影響を与え、企業の入札参加意欲が低下し、小規模（少額）工事が公告されても入札不調になる可能性があります。小規模（少額）機械設備工事の評価方法の見直しをお願いします。

【岩手県鉄構工業協同組合】

(8) 陸閘・水門機械（電気）設備保守点検業務委託の入札参加資格について

陸閘・水門機械（電気）設備保守点検業務委託は、受注業者が点検記録表の項目に沿って業務を遂行すれば完了となりますが、その後に不具合が発生するケースが散見されます。特に県外事業者が受注した場合、不具合が生じてても対応を求めることは難しく、実際には県内事業者が対処しているのが現状です。

陸閘・水門設備は、災害が発生した際に迅速な対応が求められます。そのため、普段の保守・点検・管理業務は、精通した地元企業が担当することが非常に有効です。この業務委託において、入札参加資格に「岩手県内に主たる営業所を有するもの」を加え、地元事業者を選定するようお願いします

【岩手県鉄構工業協同組合】

(9) 陸閘・水門の維持管理に包括的民間委託の導入検討について

震災復興で整備された陸閘や水門は県内に350門以上あり、これらを長期にわたり健全に保つためには、各自治体による適切で継続的な維持管理が求められます。しかし、限られた人員や予算の中では決して容易ではなく、不具合が発生してから補修するのでは住民の生命や財産を危険にさらすことになり、予防保全が重要であると考えます。

そのためには、複数の施設の補修・維持管理業務をまとめて民間事業者に委託する「包括的民間委託」は有効な手段です。国土交通省などでは、道路維持管理業務や下水道施設で既に導入実績があります。この制度を水門・陸閘の維持管理に導入することで、長期的な視点で予防保全が可能となり、ライフサイクルコストの削減が期待できます。また、AIやIoTを活用した遠隔監視システムの導入も視野に入れられ、地元企業の技術力向上や計画的な業務推進が見込めます。より効率的な維持管理体制の構築が期待できるため、ご検討をお願いします。

【岩手県鉄構工業協同組合】

(10) 鋼橋上部工と鋼橋補修工事の取り扱いについて

鋼橋上部工は鋼構造のみならず、材料、設計、製作、架設、防錆、維持補修、コンクリート相互作用など総合的な技術・経験が必要であり、高度な鉄構技術が涵養されます。

現場経験豊富な鉄構技術者は、コンサルタントの基本設計を参考にしながらも必要な現場調査を行い、高度な技術判断を加え、発注者と協議しながら現況に合った最も適切な補修処置を行い、長寿命化に務めています。

しかし、現場経験の少ない技術者は、コンサル成果品通りに補修工事を行うのみとなり、本来の目的である長寿命化を達成するための検討及び施工が行われない可能性さえあります。

県内に高度な鉄構技術者を育て、継続して社会インフラ整備に能力を発揮する環境を整えてこそ、岩手の社会インフラの長寿命化に繋がると考えます。

つきましては、鋼橋上部工の補修工事について、引き続き専門性を重視して鋼橋上部工事として発注されますようお願いいたします。

【岩手県鉄構工業協同組合】

(11) 橋梁補修工事における発注区分について

橋梁補修工事（耐震補強工事含む）は、主構造部分では、腐食、疲労対策としての当て板、部材の部分取替、溶接補修、耐震対策としての縁端拡幅、落橋防止装置、変位制限装置、制震ダンパー、座屈拘束ブレースの設置、橋面工では、舗装、防水、伸縮装置、高欄、地覆、コンクリート床版の補修、取替、付属物では、支承取替と多岐にわたり、また長寿命化に資する塗装塗替え等々、これらの工種が混在しています。

つきましては、発注にあたり、単に数量の多い工種により発注区分を決定するのではなく補修工事の品質を確保する上で技術的根幹をなす主構造部分の工種及び難易度をご勘案頂き、専門性を有する業種を優先して発注することについてご検討をお願いします。

【岩手県鉄構工業協同組合】